



答 申

当検討協議会において検討協議してきた「令和9年の一般選挙における議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関すること」について、下記のとおり答申します。

記

1 議員の定数について

議員の定数は、2人減の45人とする。

協議の過程では、現行定数を維持すべきとの意見も出されたが、本県の人口が、前回の定数見直しの時に基準とした平成22年国勢調査の人口に比べ20万人近く減少している状況等を考慮すると、定数削減は避けられず、令和5年の一般選挙時の議員一人当たり人口の水準等を勘案して45人とするのが適当であるという意見が大勢を占めた。

なお、これまで定数の検討において基本としてきた「議員一人当たり人口の目安を3万人以上とすること」については、人口減少が進む中、これ以上人口に係る基準のみによって定数を削減することは、住民と議員の距離を広げ、地域の声が県政に届きにくくなるなど、民主主義の基盤を揺るがす事態につながりかねないことから、今後は適用せず、県民の意見や社会情勢等に応じて検討することとした。

2 選挙区について

選挙区は、公職選挙法に基づき、強制合区の対象となる周防大島町選挙区を柳井市選挙区と合区するとともに、任意合区の対象となる美祢市及び上関町・田布施町・平生町選挙区については、合区すべき特段の必要性が認められないことから現行どおりとし、14選挙区とする。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数について

各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第15条第8項の規定に基づき、次のとおり定める。

選挙区	[定数]	選挙区	[定数]	選挙区	[定数]
下関市	[8人](1人減)	下松市	[2人]	美祢市	[1人]
宇部市	[5人]	岩国市・和木町	[4人](1人減)	周南市	[5人]
山口市	[6人]	光市	[2人]	山陽小野田市	[2人]
萩市・阿武町	[2人]	長門市	[1人]	上関町・田布施町・平生町	[1人]
防府市	[4人]	柳井市・周防大島町	[2人]		

なお、人口比例で算定すると、「山口市」選挙区の議員数が1人増加し、「下関市」、「岩国市・和木町」及び「柳井市・周防大島町」選挙区の議員数が1人減少することとなり、この算定どおりとすべきとの意見も出されたが、公職選挙法第15条第8項の但し書きの規定を適用し、「山口市」選挙区については、選挙区内の人口が減少しており、議員定数を削減する方向性にも合致しないことから、現行の定数を維持すべきであるとの意見で取りまとまった。また、その他の選挙区において選挙すべき議員の数については、議員一人当たりの人口及び面積など地域間の均衡を考慮して定めた。

令和8年6月22日

山口県議会議長 柳居俊学 様

選挙区問題検討協議会
会長 友田 有

